



®

令和5年 3月17日(金)  
(2023年)

No. 15857 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆デジタル時代における著作物の「原作品」  
に関する検討…………… (1)

☆オンライン知的財産セミナー(最近の商標審判決における  
識別力・類否判断の傾向に照らした自社商標保護の図り方) (8)

# デジタル時代における著作物の「原作品」 に関する検討

伊藤・甲本国際商標特許事務所

共同代表・弁理士 伊藤 大地

## 1. はじめに

著作権法においては、「原作品」との用語がしばしば用いられる。しかし、著作権法にはこの語についての定義が設けられていない。現行法は、1970年の制定から50年以上を経て、文化の発展の基盤となる法律という位置付けのみならず、文化産業の基盤となる法律としての色彩も色濃くなってきた。ところが、技術の進歩に伴って著作物の利用方法のみならず

著作物のあり方さえも多様化が進んでいる現代に合わせた抜本的な改正には至っていない。近年ではほぼ毎年のように法改正がなされているが、残念ながら「原作品」に関する部分は依然として手付かずのままとされており、伝統的な「原作品」の理解では、実態にそぐわないという場面も出てきたように見受けられる。写真を例にとれば、写真の著作物とはプリントアウトしたものであるとするのが伝統的な理解

## ツタダ 弁理士法人 蔦田特許事務所

所長 弁理士 富田 克幸  
弁理士 中村 哲士  
弁理士 前澤 龍

弁理士 蔦田 正人  
弁理士 有近 康臣  
弁理士 水鳥 正裕

〒541-0051 大阪市中央区備後町1丁目7番10号 ニッセイ備後町ビル9階  
電話 (06) 6271-5522 (代表) FAX (06) 4964-2217  
URL: <http://www.patent-osaka.jp> E-mail: [tsutada3@alto.ocn.ne.jp](mailto:tsutada3@alto.ocn.ne.jp)